

「農地に準じた課税」を生み出した 1976 (昭和 51) 年の附則第 19 条改正

の比準課
の算定方
固定資産
同年度に
等がある
だし書又
受けるも
標準額を
準じて算
ける宅地
年度まで
の表の上
うち、昭
それぞれ
「たもの
寺」とい
税につい
十年度に
の上欄に
て、前二

模住
以外
宅用
ある
八非住
以外
八非住
以外
地以外

2 前条第二項第二号、第三号又は第四号に掲げる宅地等で昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度に係る賦課期日において前項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するものうち、当該宅地等の類似土地（当該宅地等の当該各年度分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる比準課税標準額の算定に用いられるべきものとする。）が昭和五十一年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税については、当該類似土地が昭和五十一年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であつたものとみなして、前二条の規定を適用する。

3 昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度に係る賦課期日において小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分、法人非住宅用地である部分又は個人非住宅用地である部分のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る前二条及び前二項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分、法人非住宅用地である部分又は個人非住宅用地である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

附則第十八条の三を削る。
附則第十九条を次のように改める。
（農地に対して課する昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第十九条 農地に係る昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該農地の次の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度

分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調

整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

上 昇 率 の 区 分	負 担 調 整 率
一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍を超えるもの	一・二

2 附則第十八条第二項の規定は、前項の前年度分の固定資産税の課税標準額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第十九条第一項」と、「宅地等」とあるのは「農地」と、「宅地等調整

附則第十九条の二第一項中「をいう」を「をいう。以下同じ」に改める。

附則第十九条の三第一項の表の第一号中

昭和五十一年度	〇・七	昭和五十一年度	〇・四
昭和五十二年以降の各年度	一・〇	昭和五十二年以降の各年度	一・〇

〇・七	〇・七
一・〇	一・〇

1を（備考）に改め、同条第四項の表中

昭和五十二年	市街化区域設定年度から起算して四年度
昭和五十三年	市街化区域設定年度から起算して五年度

を經過した年度
を經過した年度
を經過した年度

附則第二十条及び第二十一条を次のように改める。

第二十条及び第二十一条 削除
附則第二十二條第一項を次のように改める。

附則第十八条第一項又は第十九条第一項の規定の適用がある土地に係る昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税に限り、第四百七十七条第一項中「固定資

産の
（附
合
と
附
に
り、
附
準
と
合
す
2
附
度
分
す